

社長の鞆持ち利用規約（法人向け）

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、本サービスの提供条件および当社と登録企業の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関する当社と登録企業との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録企業と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するご説明（<https://kabanmochi.jp/>）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のご説明その他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。ただし、当社と登録企業との間で個別に締結した契約書または注文書において本規約と異なる定めをした場合は、当該個別の定めが優先します。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有します。

- (1) 「サービス利用契約」とは、本規約を契約条件として当社と登録企業の間で締結される、本サービスの利用契約を意味します。
- (2) 「当社」とは、株式会社カバン持ちを意味します。
- (3) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://kabanmochi.jp/>」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (4) 「登録企業」とは、第4条（登録）に基づいて本サービスの利用者としての登録がなされた企業を意味します。
- (5) 「登録学生」とは、①大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・高等学校その他当社の指定する学校に在籍する学生、および、②インターンシップを希望する29歳以下の者のうち、当社において第4条の登録がなされた者を意味します。
- (6) 「受入学生」とは、登録学生のうち、登録企業がプロフィールシートを審査した上で、インターンシップの受け入れを決定した者を意味します。インターンシップに先行して、第3条第1項第1号③により動画撮影のため、または第3条第1項第3号①により感想フィードバックのテストのため、登録企業に割り振られた登録学生を含みます。
- (7) 「本サービス」とは、当社が提供する【社長の鞆持ち】という名称のインターンシップ情報の配信およびインターンシップ申し込みのサポート、インターンシップ募集のための取材記事および動画の制作に関するサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。なお、本規約において、インターンシップとは、学生が企業において実習や研修的なプログラムのもとに就業体験をすることをいいます。
- (8) 「プロフィールシート」とは、「自己PR」、その他当社が指定する方式の応募書類を意味します。
- (9) 「運用開始日」とは、サービス利用契約締結日の属する月を1か月目として、4か月目の月の初日を意味します。

第3条（本サービスの内容）

1. 当社は、登録企業に対し下記のサービスを提供します。ただし、当社の判断等により、今後、本サービスの一部を変更または提供を中止する可能性があります。また、第 14 条にもとづき特定の登録企業に対し本サービスの利用を一時停止する場合があります。

(1) 取材記事または動画等の制作等

① 登録企業の代表取締役または役員、執行役員その他幹部の取材記事ページの制作

登録企業の代表取締役または役員、執行役員その他幹部に取材し、インターンシップを希望する学生を募集するためのインタビュー記事を作成します。本サービスにおいて制作する記事のページ数は、注文書に定めるとおりとします。

② 動画の制作

登録企業の代表取締役または役員、執行役員その他幹部に取材し、インターンシップを希望する学生を募集するための動画を作成します。本サービスにおいて制作する動画の本数および内容は、注文書に定めるとおりとします。登録企業は、当社 YouTube チャンネルをリンクする形でこれを利用することができます。

登録企業は、取材中またはインターンシップ実施中の映像として、出演者の肖像、音声、氏名、略歴等が公開されることを承諾するとともに、当該動画において登録企業の役員または社員として出演するすべての出演者（以下「出演者」といいます。）について、登録企業の費用と責任において撮影および公開の同意を書面により取得するものとします。

③ 動画撮影に協力する学生の紹介

インターンシップに先行し、前号の動画の制作に協力する登録学生を紹介いたします。動画の撮影、公開に関する同意書は、当社において取得いたします。

(2) インターンシップ募集情報の配信または運用

① 学生に対するインターンシップ募集情報、取材記事ページ、動画の発信

登録企業のインターンシップ募集情報を登録学生に周知するため、社長の抱持ち公式サイトまたは当社 YouTube チャンネル、当社公式 LINE、当社公式 X（旧 Twitter）、当社公式 Instagram、その他当社に関連する媒体にて配信します。当該インターンシップ情報または取材記事ページ、動画を配信する媒体は当社が適切な媒体を選択します。

② 学生からインターンシップの申し込みがあった場合の情報授受のサポート

登録企業と登録学生のプロフィールシートの授受、連絡先の交換その他インターンシップの受入れの手続きをサポートします。ただし、インターンシップの成立は、受入希望企業がプロフィールシートを提出した登録学生を審査した上で自ら決定するものであり、当社はインターンシップが確実に成立することや登録学生が申告する学歴、実績その他一切の情報の正確性を保証するものではありません。

(3) インターンシップ実施後のサポート

① 学生フィードバック

今後のインターンシップにお役立ていただくため、受入学生のインターンシップに関する感想を、フィードバックとして登録企業に共有いたします。ただし、受入学生がフィードバックに応じた場合のみとします。加えて、登録企業からも学生へのフィードバックを求め、相互の今後のインターンシップにお役立ていただきます。

② インターンシップ実施後の感想記事の作成および配信

当社は、当社が必要と判断した場合には、インターンシップ実施後に、登録企業の代表取締役または役員、執行役員その他幹部にインターンシップの感想を取材し、感想記事を制作し、社長の抱持ち公式ホームページその他当社に関連する媒体にて配信することがあり

ます。当該感想記事を配信する媒体、または当該感想記事の作成または配信を実施するかは、当社が判断いたします。

(4) レクチャー・マニュアルの納品

登録企業が社長の抱持ちを活用するために当社がレクチャーを行い、レクチャーの録画データ（オンライン実行時）およびマニュアルの納品を行います。

2. 登録企業は、自己の責任で本サービスを利用し、登録学生その他第三者との間で生じた紛争、クレームについて、当社が一切責任を負わないことを了承します。

第4条（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、本サービスの利用の登録をすることができます。サービス利用契約は、登録が完了した時に登録企業と当社の間に成立します。
2. 当社は、サービス利用契約が成立した日から14日以内において、登録企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判明した場合は、本サービスに対する登録を取り消すことがあり、その理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 本サービスに二重に登録している場合または自己以外の情報を登録した場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
 - (4) 過去において当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 過去において第14条に定める措置を受けたことがある場合
 - (6) その他、登録企業としての登録は適当でないと当社が判断した場合

第5条（サービス利用料金および経費）

1. 登録企業は、本サービスの利用について、下記のサービス利用料金を支払います。

(1) 初期費用

登録企業は、本サービスにおける取材記事および動画の制作、レクチャー・マニュアルの納品、情報発信の代行その他第3条第1項第1号および第4号のサービスに要する費用として、（初回のキックオフミーティングを含む）サービスが開始するまでに、初期費用として提案書または見積書に記載する金額を、当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法で支払うものとします。ただし、振込手数料は登録企業の負担とします。初期費用は、理由の如何を問わず返金いたしません。

(2) 運用費用

登録企業は、インターンシップ情報の配信または運用およびインターンシップ実施後のサービス等第3条第1項第2号ないし第3号に要する費用として、提案書または見積書に記載する運用費用（月額）を支払うものとします。運用費用は、運用開始日の属する月分から発生し、当社は毎月末日に翌月分の運用費用を請求し、登録企業は当該翌月の末日までに、当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法で支払うものとします。ただし、振込手数料は登録企業の負担とします。

(例：10月にサービス利用契約を締結した場合、10月・11月・12月分の運用費用は発生せず、翌年1月分から発生します。1月分の運用費用は12月末日に請求し、1月末日までにお支払いいただきます。)

運用開始日前であっても、当社は、登録企業に合う登録学生がいる場合には、第3条第1項第2号のサービスの一部として、登録学生の紹介を先行して行うことができます。

(3) 採用成果報酬費用

採用成果報酬型を選択された場合、前号の運用費用はかからず、次に定める条件に従い、採用成果報酬費用がかかります。

- ① 対象および金額：受入学生が登録企業の正社員としての内定を承諾した場合、内定承諾1名につき1,000,000円(税別)とします。受入学生が中途社員として入社する場合は、当該社員の想定年収の45%(税別)とします。アルバイト、長期インターンの参加は課金対象となりません。ただし、その業務を経た上で新たに正社員となる場合は、その承諾時点で課金対象となります。
- ② 請求時期：成果発生月末締め翌月末払いとします。
- ③ 返金：受入学生が入社前に内定を辞退した場合は全額を、入社後30日以内に退職した場合は50%を返金します。ただし、登録企業の都合による内定取り消し、天変地異等による不測の事態、その他受入学生の留年、重篤な疾病または死亡による非入社の場合は、返金の対象となりません。

(4) その他

登録企業は、当社との協議により別途の支払方法を決定した場合には、前各号の定めに代えて合意の上で決定した方法によることができます。

2. 前項に加えて、登録企業は、当社に対し、下記の経費を支払います。

- (1) 第3条第1項第1号③において当社がご紹介した学生、当社がご紹介したカメラマンまたはスタッフ等の交通費および宿泊費(1都3県以外の場合)
- (2) 登録企業に帰責する事由により第3条第1項第1号の取材、写真撮影、動画撮影の日時が変更された場合その他登録企業に帰責する事由により制作費が増加した場合において、当該増加した費用。ただし、取材、写真撮影、動画撮影の日時の変更は、取材、写真撮影、動画撮影の予定日の10日前までに変更またはキャンセルの連絡があった場合には増加費用は発生しないものとします。

3. 当社は、第1項第1号に定める初期費用の全額が支払われた後に、第3条に定めるサービスを実施いたします。

4. 登録企業は受入学生に対し、名目の如何を問わずインターンシップ報酬を支払う必要はありません。インターンシップ実施場所までの往復およびインターンシップ実施中の交通費、インターンシップ実施期間中の宿泊費、飲食費(インターンシップ実施中に会食に同行した場合を含みます。)は、原則として学生の負担とし、登録企業と受入学生の協議により変更することができるものとします。ただし、登録企業がインターンシップ実施日、実施日数、実施場所が決定した後にこれらを変更またはキャンセルしたことにより、受入学生に交通費または宿泊費等の実損害が発生した場合には、当該損害は登録企業の負担とします。

第6条(サービス利用期間、更新および解約)

1. サービス利用契約の有効期間(以下「初回契約期間」といいます。)は、サービス利用契約締結日を始期とし、運用開始日から12か月を経過した日の前日(運用開始日の属する月を1か月目として12か月目の月の末日)を期間満了日とします。

(例：10月1日にサービス利用契約を締結した場合、運用開始日は翌年1月1日、期間満了日は翌年12月31日となります。)

2. 当社または登録企業がサービス利用契約の期間満了日の2か月前までに更新を拒絶する旨を書面（電子メールを含みます。以下同じ。）により通知しない場合には、サービス利用契約は自動的に同一の条件により1年間更新され、その後も同様とします。
3. 登録企業は、初回契約期間中はサービス利用契約を中途解約することができません。登録企業が初回契約期間中にサービス利用契約の終了を希望する場合には、期間満了日までの残期間分の運用費用の全額を一括して当社に支払うことにより、サービス利用契約を終了させることができます。この場合においても、初期費用は返金いたしません。
4. 前項の定めにかかわらず、初回契約期間の満了後（更新後の契約期間中）は、登録企業は、サービスの終了を希望する日の2か月前までに当社に書面により申し出ることにより、いつでもサービス利用契約を終了させることができます。
5. サービス利用契約が終了した場合においても、当社は、社長の抱持ち公式サイトまたは当社 YouTube チャンネル、当社公式 LINE、当社公式 Instagram、当社公式 X（旧 Twitter）、当社公式 TikTok、その他当社に関連する媒体において、登録企業の取材記事、動画、感想その他一切の著作物の公開を継続します（インターンシップ募集情報の配信または運用その他一切のフォローは行わないものとし、インターンシップの申し込みのための URL や連絡先情報等は削除いたします。）。ただし、登録企業が自己の取材記事、動画、感想その他一切の著作物の公開の停止を希望する場合には当社までご連絡ください。

第7条（知的財産権）

1. 取材記事または動画、写真、文章その他第3条第1項各号において当社（当社が業務委託した者を含みます。）が制作した一切の著作物（以下「本件著作物」といいます。）の著作権は、当社に帰属します。当社は、登録企業に対し、本件著作物は、第10条第2項の定めにより登録企業が責任を負う場合を除き、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権およびその他の如何なる権利も侵害しないことを保証します。当社は、本件著作物につき第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求または損害賠償の請求等がなされた場合には、自己の責任と費用負担において、これに対処し解決します。ただし、当該第三者からの権利の主張、異議、苦情、対価の請求または損害賠償の請求等が、第10条第2項に定める場合、または、登録企業の指示または登録企業の提供した素材および資料等に起因して生じた場合には、この限りではありません。
2. 登録企業が当社に対し提供したイラスト、ロゴ、漫画、文章、写真、動画その他一切の資料（以下「資料等」といいます。）の知的財産権は、その資料等の著作権者に帰属します。ただし、登録企業は、当該資料等の利用について資料等の著作権者、著作者、被写体、その他第三者（以下「第三者等」といいます。）の同意を得ていること、本件著作物において資料等を利用し公開することが第三者等の権利を侵害するものではないことを表明し保証します。本件著作物における資料等の利用および公開について第三者等との間において著作権違反その他一切の紛争が生じた場合には、当該紛争は登録企業の費用と責任において解決するものとし、当社に損害が生じた場合には合理的な弁護士費用を含め一切の損害を登録企業が賠償します。
3. 登録企業は、自己の公式 HP、公式 YouTube チャンネル、SNS、メールその他登録企業自身の営業用資料において、第3条第1項第1号において制作された取材記事または動画のリンクを紹介する形に限り、これを利用することができます。ただし、登録企業が本項に定める方法以外の方法でこれを利用する権利はサービス利用契約における費用に含まれないものとし、登録企業は、第3条第1項において当社が制作した一切の著作物を直接ダウンロードし、直接に公開し、または翻案、加工して使用することはできません。

第8条（報告等）

1. インターンシップ開始前の報告事項

登録企業は、当社に対し、インターンシップの開始前に、下記の事項を報告するものとします。

(1) インターンシップ実施日の集合日時・実施場所、実施日数、実施内容等

インターンシップ実施日の集合日時・実施場所、実施日数、実施内容等は、登録企業と受入学生との間において、インターンシップの開始前に協議の上で決定していただきます。登録企業は、当社に対し、これらの事項が決定した日から3日以内またはインターンシップ実施日の前日のいずれか早い日までにご報告ください。

インターンシップ実施日の実施日時・実施場所、実施日数、実施内容等のご報告がない場合には、当社がサポートの全部または一部を行うことができないなど、登録企業に不利益が生じる場合がありますが、当社は一切の責任を負いかねます。

(2) インターンシップ実施期間前の体調不良

インターンシップ実施日前の2週間以内において、インターンシップを実施する事業所内で下記各号に該当する事項が生じた場合には、当社までご報告ください。当社に対して報告せずにインターンシップを開始し、受入学生が感染症等に感染した場合には、受入学生に対する損害賠償等の責任が生じる場合があります。

- ① 法令により指定された感染症と診断された者がいる場合
- ② 発熱や風邪症状で受診中または服薬中の者がいる場合
- ③ 渡航歴がある者がいる場合
- ④ 感染症の患者と濃厚接触のあった者がいる場合
- ⑤ 同居の家族について①ないし③に該当する者がいる場合

2. インターンシップ開始後の報告事項

登録企業は、当社に対し、インターンシップの開始後に、下記の事項を報告するものとします。

(1) インターンシップ実施内容等

登録企業は、当社に対し、インターンシップが実施された日の翌日までに、インターンシップ実施日において実施されたインターンシップの内容をご報告ください。ただし、インターンシップが2日以上継続する場合には、毎日、報告することを要するものとします。

(2) インターンシップ実施期間中の問題等

インターンシップ実施期間中に、受入学生と登録企業の役員または従業員または顧客との間において紛争またはクレームがあった場合、または、受入学生から何らかの迷惑行為を受けた場合には、直ちに、当社担当者までご報告ください。

(3) インターンシップ実施期間中の体調不良

インターンシップ実施期間中において、インターンシップを実施している事業所内で下記の事項に該当する事項が生じた場合には、当社までご報告ください。当社に対し報告せずにインターンシップを継続し、受入学生が感染症に感染等した場合には、受入学生に対する損害賠償等の責任が生じる場合があります。

- ① 法令により指定された感染症と診断された者がいる場合
- ② 発熱や風邪症状で受診中または服薬中の者が発生した場合
- ③ 感染症の患者と濃厚接触のあった者が発生した場合
- ④ 同居の家族について①ないし②に該当する者が発生した場合

3. 受入学生の採用に関する報告

登録企業は、受入学生を雇用することを決定した場合には、学生が内定を承諾した日から3日以内に、当社に報告するものとします。

4. 本条第1項第2号、本条第2項第2号ないし第3号に該当する場合には、インターンシップは中止となる場合がありますが、この場合でも第5条第1項に定める費用は返還しないものとします。

第9条（禁止事項）

登録企業は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。下記の行為により、当社および受入学生に損害が生じた場合には、損害賠償義務を負う可能性があります。

- (1) インターンシップ実施日における無断キャンセル、遅刻
- (2) 受入学生との間でインターンシップ謝礼、報酬その他の金銭を授受する行為
- (3) 受入学生または登録学生の個人情報その他秘密を漏洩する行為
- (4) 受入学生または登録学生に対する誹謗中傷にあたる行為
- (5) 受入学生または登録学生に対する名誉毀損、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他不利益を与える行為
- (6) 当社に対し虚偽または不正確な情報を提供する行為
- (7) 本規約に違反する行為
- (8) 公序良俗に反する行為
- (9) 本サービスの運営または当社の業務を妨害し、信用を損なう行為
- (10) 犯罪行為または公序良俗に違反する行為
- (11) 受入学生または登録学生に対する営業目的その他インターンシップ以外の目的により本サービスに申し込む行為
- (12) その他当社が本サービスにおいて不適切であると判断した行為

第10条（保証の否認および免責）

1. プロフィールシートに記載した情報その他当社が登録学生から取得した一切の情報は、登録学生が自己申告したものであり、当社はその正確性を保証いたしません。プロフィールシートに記載した情報その他当社が登録学生から取得した一切の情報については、登録企業においてその正確性を調査されるものとし、当社は、これが真実でなかったことによる一切の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 登録企業は、第3条第1項第1号②の動画の出演者について自己の費用と責任において動画の撮影および公開について同意書を取得するものとし、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、出演者との間の紛争またはクレームについて一切関与いたしません。出演者との間の紛争またはクレームについて当社に損害が発生した場合には、登録企業が一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）について賠償するものとします。
3. インターンシップの実施は、登録企業と受入学生が各自の判断において決定するものとします。当社は、実施の決定後における受入学生からの一方的な変更またはキャンセル、無断欠席による一切の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。本サービスまたは当社ウェブサイトに関連して登録企業と受入学生その他第三者との間において生じた紛争等により登録企業が被った損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害を賠償する責任を負いません。
4. 当社は、本サービスが登録企業の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、登録企業による本サービスの利用が登録企業に適用のある法令または業界団体の

内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、および不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。

第 11 条（パスワードおよびユーザー ID の管理）

1. 当社が本サービス利用のためのパスワードおよびユーザー ID を導入した場合には、登録企業は、自己の責任において、パスワードおよびユーザー ID を適切に管理および保管し、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことはできません。
2. パスワードまたはユーザー ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録企業が負います。

第 12 条（登録事項の変更）

登録企業は、下記の事項が生じた場合は、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知します。

- (1) 登録された企業情報に変更が生じた場合
- (2) インターンシップの募集条件を変更した場合

第 13 条（本サービスの停止等）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録企業に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができます。

- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症、都市封鎖などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止または中断することが必要であると判断した場合

第 14 条（登録抹消等）

1. 当社は、登録企業について以下の各号のいずれかの事由が生じた場合は、事前に通知または催告することなく、登録企業について本サービスの利用を一時的に停止し、または登録企業としての登録を抹消することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 登録企業に帰責性のある事情により受入学生または登録学生との間において紛争またはクレームが生じた場合
 - (4) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - (5) 第 4 条第 2 項各号に該当する場合
 - (6) その他、登録企業における不祥事が発覚するなど当社が本サービスの利用または登録企業としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録企業は、当社に対して負担する債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して第 5 条第 1 項および第 2 項その他登録企業が当社に対して負担する一切の債務を支払わなければなりません。
3. 当社が登録企業について本サービスの利用を一時的に停止し、または登録企業としての登録を抹消した場合において、既に登録学生とのインターンシップが決定していたときは、当該インターンシップを実施するかは当社の判断により決定します。

第 15 条（退会）

1. 登録企業は、当社所定の手続の完了により、本サービスから退会し、自己の登録企業としての登録を抹消することができます。ただし、初回契約期間中の退会については、第 6 条第 3 項の定めが適用されます。
2. 本サービスを退会するにあたり、当社に対して負担する債務（第 6 条第 3 項に定める残期間分の運用費用を含みます。）がある場合は、登録企業は、当社に対して負担する債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 登録企業が所定の手続を経て本サービスを退会した場合において、既に登録学生とのインターンシップが決定していたときは、当該インターンシップは実施していただきます。ただし、本サービスの退会後も、当該インターンシップとの関係では、本規約の定めが適用されます。

第 16 条（権利帰属）

当社ウェブサイトおよび本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第 17 条（本サービスの内容の変更、終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することがあります。
2. 当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は登録企業に事前に通知します。

第 18 条（秘密保持）

登録企業は、本サービスに関連して当社が登録企業に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱います。

第 19 条（本規約等の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できます。本規約を変更する場合、変更する 1 週間前までに、変更後の本規約の施行時期および内容を、当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または登録企業に通知します。ただし、法令上登録企業の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で登録企業の同意を得るものとします。

第 20 条（連絡／通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他登録企業から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から登録企業に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行います。
2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合には、登録企業は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第 21 条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

1. 登録企業は、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに登録企業の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができ、登録企業は、かかる譲渡を本項において予め同意します。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。

第 22 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第 23 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

私は、本規約に同意して本サービスに申し込みをいたします。

改定日：2026 年 1 月 22 日

株式会社カバン持ち